

京都市有功者の表彰等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 88 号

京都市有功者の表彰等に関する規則の一部を改正する規則

京都市有功者の表彰等に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「とき」の右に「、又はその者が辞退を申し出たとき」を加える。

第3条第1項に次のただし書を加える。

ただし、有功者が辞退を申し出たときは、この限りでない。

第3条第2項に次のただし書を加える。

ただし、その者が辞退を申し出たときは、この限りでない。

第3条第3項中「前項」を「前項本文」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(総合企画局市長公室)